

# 東京都における特別支援教育について

東京都教育庁都立学校教育部特別支援教育課

# 特別支援教育の推進（法令改正等）

## 学校教育法の改正

児童生徒等の個々のニーズに柔軟に対応し、適切な指導・支援を行う観点から、学校教育法等が改正（平成19年度施行）

### 改正の ポイント

盲・聾・養護学校が、障害種別を超えた特別支援学校に一本化

新たな特別支援学校の役割として、いわゆるセンター的機能を果たすことへの努力義務

**全ての学校で、LD、ADHD等を含む障害のある子供に対して適切な教育を行うことが明確化**

## 高等学校における通級の制度化と都立高校への展開

平成28年11月 学校教育法施行規則の一部改正により、高等学校における通級による指導の制度化

平成30年 4月～ 改正法の施行により、高校における通級による指導が開始

都立高校1校で、パイロット事業として通級による指導を実施（3年間）

令和 3年 4月～ 民間の専門人材を活用した都立高校における通級による指導を開始

※小・中学校の特別支援教室についても全校導入が完了

特別支援教育は、知的な遅れのない発達障害等（自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害）も含めて、特別な支援を必要とする子供が在籍する全ての学校において実施されるものとなりました。

発達障害等のある児童・生徒は、全ての学校、学年、学級に存在するという認識のもとに、特別支援教育に関する知識とスキルを、全ての教員が身に付け、子供を育成していく必要があります！！

# 学校教育法の趣旨を踏まえた対応

○特別支援教育は、**発達障害のある子供も含め、障害により特別な支援を必要とする子供が在籍する全ての学校において実施**されるもの

→各校の校長先生が、法の趣旨を踏まえ、**特別支援教育の取組を学校経営方針や学校経営計画に位置付け、在籍学級等での支援も含め、学校全体で具体的に推進していく**ことが求められます。

## 特別支援教室の目的

発達障害のある児童・生徒が学習上又は生活上の困難を改善・克服し、可能な限り多くの時間、在籍学級で他の児童・生徒と共に有意義な学校生活を送ることができるようになること

小学校、中学校、高校の各発達段階に応じて適切な指導や支援を受け、困難さの軽減を図り、将来的な自立と社会参加ができるよう育成していくことが大切です。

誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える社会（共生社会）を見据え、教育現場でも、取組を進めていくことが重要です。

# 発達障害のある児童・生徒への支援について

発達障害による  
困難さのレベル

高  
↑

支援  
レベル  
3

支援レベル  
2

↓  
低

支援レベル  
1

## 支援レベル3 → 特別支援教室での指導と通常の学級での支援や配慮

特別支援教室において、児童・生徒の困難さに応じた、一部特別な指導を実施

主たる指導目標や指導内容を共有

巡回指導教員と通常の授業を行う教員との間で、児童・生徒の実態や課題、指導目標等の共通理解を図り、通常の学級において指導の工夫や配慮等を実施

## 支援レベル2 → 学校内外の人的資源の活用

スクールカウンセラー、臨床発達心理士等、学校内外の人的資源の活用により、通常の学級での指導の工夫や配慮等による支援を実施

## 支援レベル1 → 通常の授業等における支援

ユニバーサルデザインの視点を取り入れた教室環境や授業づくり、指導の工夫や配慮などによる支援を実施

→ 校内体制を整備し組織的に取り組むことが重要

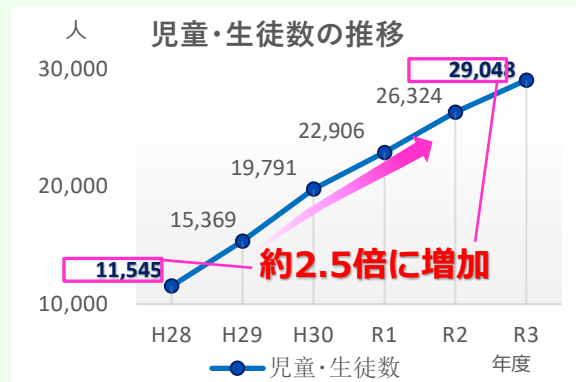
学校教育におけるユニバーサルデザインとは、「年齢や性別、国籍、身体的な能力、障害の有無などに関わらず、全ての人にとって分かりやすい」という考え方に基づき、「全ての児童・生徒にとって、参加しやすい学校・学級」をつくり、「全ての児童・生徒にとって分かりやすい授業」を行うことです。

ユニバーサルデザインの視点を取り入れた教室環境づくりや授業づくりを全ての学校で組織的に実践する必要

# 発達障害教育の充実に向けた都教育委員会の取組

## 現状や背景

- 都内公立小中学校において特別支援教室（※）で指導を受ける児童・生徒数は平成28年度から約2.5倍（令和3年度 東京都立学校統計調査報告書より）
- 全ての学校、学級に障害のある生徒が存在しているという認識のもとに取り組む必要



- 全ての公立小中学校で特別支援教室を導入  
☞ 令和3年度当初に、全校で導入完了

- これまでの指導の蓄積などを生かしつつ、できるだけ通常の学級（在籍学級）で学べる支援策を実施

※発達障害教育を担当する巡回指導教員が各学校を巡回し、発達障害のある児童・生徒に通常の授業とは別に、特別な指導を実施（平均指導時間：週2時間程度）  
 （発達障害のある児童・生徒が特別な指導を自校で受け、その内容等について特別支援教室と在籍学級の教員が連携を図り、在籍学級での支援に生かすことで、児童・生徒の困難さを改善・克服）

在籍学級における支援の充実を図るとともに、教員の指導力・専門性の向上を図ることで、児童・生徒が、安心して学校での集団生活を送れる環境づくりを推進

## 取組の変遷

平成28年度から  
教員が巡回により指導する特別支援教室の導入を開始

### 【都の支援策】

- ✓特別支援教室専門員を導入校全校に配置
- ✓臨床発達心理士等を導入校全校に派遣

導入校全校対象に実施

困難さを改善し、在籍学級で安心して学べる環境が必要

平成30年度当初に  
 全小学校で導入完了

令和2年度から  
 都の巡回指導を開始  
 【都の支援策】

- ✓都の巡回運営指導員が学校を直接巡回し、様々に助言

教員の指導力や専門性の更なる組織的な向上が必要

令和3年度当初に  
 全中学校で導入完了

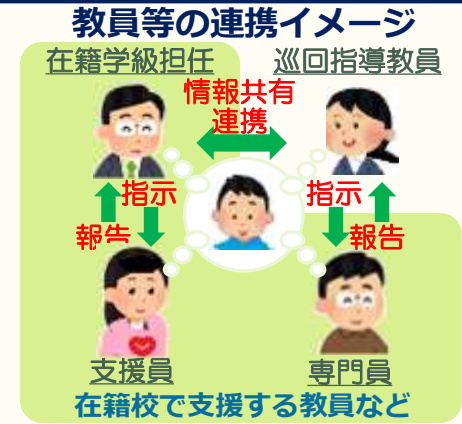
### 【都の支援策】 令和3年度以降

- ✓原則の指導期間や、在籍学級との連携などを示した特別支援教室の運営ガイドラインを策定
- ✓発達障害教育支援員配置補助（在籍学級での支援）  
☞ 支援員を活用した連携のイメージ（次ページ）参照
- ✓特別支援教育コーディネーターの業務補助
- ✓指導事例等が共有可能なWebサイトを運用開始

# 特別支援教室に通う発達障害のある子供への支援のイメージ（連携した支援）

特別支援教室の巡回指導教員と在籍学級の教員や支援員とが連携をはかり、  
在籍学級でも、きめ細かな支援を実施

子供は、特別支援教室で学んだことを在籍学級で実践しやすくなり、  
集団で学校生活を送る上で子供の自信と安心につながり改善が促進



## 在籍学級に支援員を配置した場合のイメージ

在籍学級(支援員【都の補助事業を活用可能】がサポート)



在籍学級でも支援を受けることで、学校での集団生活において安心して過ごしやすくなり、  
特別支援教室での指導の成果を日常的に発揮

特別支援教室へ入室



特別支援教室(巡回教員が指導)

クラスの授業でも練習して、自信がついてきました！

先週より上手にできるようになりましたね。



自立活動の指導



巡回指導教員

特別支援教室に通っている時間だけでなく、多くの時間を過ごす**在籍学級での支援が重要**です

# 特別支援教室の運営ガイドライン

(令和3年3月 東京都教育委員会)

令和3年4月に公立小・中学校全校に  
「特別支援教室」の設置が完了

更なる充実のため運営ガイドラインを策定

**冊子を作成し全校に配布**  
**東京都教育委員会ホームページでも公開中**

トップページ> 学校教育> 都内公立小・中学校等> 特別支援教室

[https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/primary\\_and\\_junior\\_high/special\\_class/guideline.html](https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/primary_and_junior_high/special_class/guideline.html)



# 実態把握から指導目標作成までの流れ（概要）

## 実態把握

① 生徒の障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの実態を的確に把握  
【想定される収集すべき情報の内容】病気等の有無や状態、コミュニケーションの状態、対人関係や社会性の発達、身体機能、視機能、聴覚機能、知的発達や身体発育の状態、興味・関心、障害の理解に関すること、学習上の配慮事項など  
※ 生徒の困難なことのみを観点にするのではなく、長所や得意としていることも把握することが大切

②-1 収集した情報(①)を自立活動の6区分27項目に即して整理

②-2 収集した情報(①)を学習上又は生活上の困難や、これまでの学習状況の視点から整理

②-3 収集した情報(①)について、〇年後の姿を想定したり卒業までにどこまで育成するかを想定し整理

## 指導すべき課題の整理

③ ①を基に②で整理した情報の中から、指導開始時点で対象とすべき課題を整理・抽出

④ ③で整理・抽出した課題同士がどのように関連しているのかを整理し、中心的な課題を導き出す

## 指導目標の設定

⑤ ④に基づき設定した指導目標(ねらい)を設定

※ 指導目標(ねらい)は、学年等の長期目標(原則の指導期間における目標)、当面の短期的な目標を設定

## 目標達成の項目を選定

⑥ ⑤の指導目標(ねらい)を達成するために必要な項目を、自立活動の内容6区分27項目の中から選定

※ 現在の発達の段階において育成すべき具体的な指導目標(ねらい)とそれを達成するために必要な項目を選定

## 項目間の関連付

⑦ 項目同士の関連付け→④の中心的な課題に関連する項目を中心に⑥の各項目の関連を検討

## 具体的指導目標を設定

⑧ ⑥で選定した項目同士を関連付けて具体的な指導内容を設定

※「主体的に取り組める」「改善・克服の意欲を喚起する」「発達の進んでいる側面をさらに伸ばす」「自ら環境と関わり合う」「自ら環境を整える」「自己選択・自己決定を促す」「自立活動を学ぶことの意義について考える」指導内容となるよう配慮が必要